

第9章 補 則

(備付け帳簿及び書類)

第63条 事務局には、常に次の各項に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定 款
- (2) 会員名簿及び会員の移動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

(委 任)

第64条 この定款の施行、総会、理事会、部会及び委員会の運営、施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

1. この定款は本会の設立許可のあった平成元年(1989年)4月20日から施行する。
2. この修正定款は令和4年(2022年)6月15日から施行する。

改訂履歴

改訂日	ページ	項 目	改 訂 内 容
2022.6.15	3	第12条	理事人数を5名以上から4名以上に変更
2023.6.16	8	第7章	「第7章 業務の執行及び会計」→「第7章 業務の執行、請願等及び会計」に変更
2023.6.16	8	第54条	「請願、陳情、意見、助言等」を追加(以降条番号繰下げ)